

令和 2 年 7 月 31 日

四国経済連合会 御中

香川県知事 浜田 恵造

### 「感染警戒期」の対策について（依頼）

本県では、7月18日から31日までの2週間を「感染警戒期」と位置付け、特措法に基づく協力要請として、県民の皆様に対する不要不急の県外への移動を慎重に検討していただくことや、特に、この期間は、事業者の皆様に対するテレワーク、オンライン会議などの積極的な活用による出勤者の低減に取り組んでいただくことなど、集中的な対策を講じてきたところです。

この間の県内の感染状況を見ますと、7月18日、22日に1人ずつ新規感染者が発生し、その後の4連休は新規感染者の発生はありませんでしたが、再び28日に1人、県外との往来があった方が新たな感染者として発生するなど、感染拡大に予断を許さない状況が続いております。

また、他の都道府県においても、首都圏や関西圏をはじめ、最近では地方でも感染が広がっている状況にあり、8月に入れば、一層人の動きが活発になることも予想されます。

そこで、現在の感染警戒期の対策期間を7月31日（金）までとしておりましたが、対策期間を3週間延長し、8月21日（金）まで、引き続き、感染警戒期に位置付けて対策を一部追加、変更したうえで継続することとしたところです。

貴社（団体）におかれましては、こうした状況を御理解いただき、「感染警戒期」の対策（別紙）の徹底と、貴社（団体）の職員の皆様及び関係先への周知につきまして、御協力をお願い申し上げます。